

自治体財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方分権の推進、地域経済の活性化、雇用創出の促進、少子・高齢化への対応など、自治体が果たす役割は一段と高まっている。

しかし、政府は、歳出削減により自治体財政の圧迫を進め、さらに、総務省の新地方行革指針に基づく集中改革プランの策定を自治体に要請するなどしているが、自治体は財政不足から地域課題に応じた施策を十分に実施できない状況にあるだけでなく、地域格差がますます拡大することが懸念されている。また、2007年4月にスタートした地方分権改革推進委員会では、行政コスト削減を優先するなど、財政再建のための地方分権改革からかけ離れた議論が展開されている。

自治体財政硬直化の主な要因は、国の景気対策に伴う地方債の発行による償還が大きな負担になっていることにあり、財政運営はますます厳しくなることから、地方の意見を踏まえた改革を進めていく必要がある。新型交付税の導入や地方財政計画の見直しなどによる国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方財政の圧縮は、容認することはできない。今、自治体が目指すべきは、地方財政計画策定や交付税算定プロセスに参画し、地方税の充実と強化を図り、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を堅持することにより、安定的な財政運営に必要な一般財源を確保することである。

よって、国会及び政府においては、地方分権にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、その役割に応じた地方財源の充実確保が不可欠であり、そして住民の意向に沿った運営ができるよう、2008年度政府予算における自治体財政の充実、強化の実現のため、下記の項目について措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国と自治体の税収割合が実態に即したものとなるように、さらなる税源移譲と国庫補助負担金の改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度の改革を進めること。
- 2 地方交付税制度の財源保障機能及び財政調整機能を堅持し、自治体間格差のない安定的な財政運営に必要な一般財源の充実、強化を行うこと。
- 3 自治体の意見を十分に踏まえた対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）11月2日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）全議員